

**【テーマ】**

いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができ

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、のため  
に国の責任と施策の充実を求める。

## (1) 各省共通要求

- 1, 国民主権や戦争放棄、生存権をはじめとする基本的人権を明記する日本国憲法の尊重・擁護の立場から、国民の「貧困と格差、不平等」を拡大する政策の抜本的見直しをはかり、消費税増税ではなく社会保障の充実など人間らしい生活のできる条件の整備をはかっていただきたい。
- 2, 政府が交渉参加を公言したTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、関税と非関税障壁の撤廃を原則としている。これにより農業への壊滅的打撃にとどまらず、医療、金融、共済、労働、公共入札、食の安全など、国民生活のあらゆる分野に影響が及ぶ。国民が営々と守り育ててきた日本的慣行やシステム、諸制度が弱肉強食のアメリカ型に置き換えられる。TPP交渉への参加方針の撤回を強く要求する。
- 3, 大震災・原発災害からまもなく2年を迎えようとしている。被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられているが、生活と生業の再建は遅々として進んでいない。原発事故は政府が言う「収束」の見通しも立たず、放射能被害が拡大している。被災地に住民が戻り、暮らし続けていける地域として復興できるのかどうか、政府の姿勢が厳しく問われている。

被災地復興のために選別と切り捨ての「復興」でなく、すべての被災者・被災事業者を対象に破壊された生活と生業の回復を支援し、地域社会、地域経済の全体を再建することを目的とした施策の実行を行うこと。

福島県の復興は、原発事故の収束、除染と賠償が大前提となる。それをすすめるうえでも、国と東京電力の責任で全面的な除染と賠償を行うこと。また児童生徒学生の健康被害の回復と学習権の確保をすすめること。

原発対策については、断層などによる震源地域で特に大事故が予想される原発や稼働年数の長い原発は即座に停止し、すべての原発再稼働を行わず、廃炉に取り組むこと。あわせて、自然エネルギー利用の拡大、普及に取り組み電力の安定供給をめざすこと。原発の輸出は直ちに禁止すること。これら原発依存を改め、将来にわたって原発による放射能汚染から住民を守る政策を確立されたい。
- 4, 同和対策に係わっては、02年3月末の特別法失効後11年を迎えるが、一般対策に工夫を加えた諸事業は、実際的には同和対策の延長となっており、社会的交流を疎外する要因になっている。諸施策の全面的廃止をはかられたい。

## (1) 農林水産省

1, TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) は、「例外なき関税ゼロ」を大原則にしている。TPPに参加すれば、農産物の輸入は完全に自由化され、食料自給率は13%まで低下する。交渉9カ国が発表したTPP「大要」では、「商品・サービス貿易や投資への関税や障壁を撤廃する」と明記され、後から参加したカナダ、メキシコは「すでに合意した条文はすべて受け入れる」ことが条件にされた。TPPに参加しないことが、食料自給率を向上させ、農林漁業と農村を再生させる道である。しかもTPPに参加すれば、農林水産業やその関連産業で約350万人もの就業機会が奪われると試算されており(農林水産省)、「成長戦略」どころか、雇用と地域経済、内需に大打撃となる。政府の反対姿勢を明確にされたい。

すでに、アメリカとの「事前交渉」などで、輸入牛肉のBSE(牛海綿状脳症)対策、輸入食品・農産物の検査、遺伝子組み換えなどの食品表示、残留農薬や食品添加物の規制などの大幅な緩和が迫られているが、国民のいのちを守る立場から、安易な妥協は許されない。

2, 安心して農業に励めるよう、価格保障・所得補償を抜本的に充実されたい。山村地域の基幹産業として日本の林業・木材産業の再生をはかるために、外材依存体制を転換し、地域の実態に即した産地づくりに取り組まされたい。「環境税」の使途に、CO<sub>2</sub>吸収源対策を位置づけ、森林整備による地球温暖化対策の実効性を高め、資源循環型の林業—木材産業の振興に必要な財源を確保されたい。

漁業の生産コストに大きな比重を占める燃油について、現在、時限立法で措置されている減免措置(軽油引取税など)を恒久化されたい。

3, 営農集団などが行う地域の特産品生産・流通・販売に対し、各種の制度などを活用するなどして援助をされたい。

## (2) 国土交通省

- 1, 公営住宅法の改正に伴い自治体段階で条例の見直しが進んでいる。住まいは人権の立場で自治体を指導されたい。特に公営住宅の比率の高い地域での継続的な街づくり発展のために、年齢、階層などバランスのとれた都市計画、各種の振興策を実施すること。そのために、親から子への入居権の継承や地域の実状にあう入居基準にされたい。
- 2, 公営・改良住宅の改善および建て替えを円滑に促進するために、国の補助率や補助単価を大幅に引き上げられたい。また空き室の公募を自治体に徹底されたい。
  - (1) 公営・改良住宅の管理について、もとより公平性・公益性のない地元管理委託はただちにやめること。また、改良住宅における応能応益は65%の進捗であるが、公営入居者との公平を徹底する上からもさらに指導を強められたい。その際に、近傍同種などという「応益」が「公営性」を損ね、異常な家賃形態になっている所もある。住まいは人権に関わる問題である。「公営性」にかなう家賃体系、上限を設定し、一方では不適正入居や家賃不払いを是正されたい。
  - (2) 不良住宅を改良する目的で建てられた公営中高層住宅は築40年から50年を経過し、老朽化がすすんでいる。また、入居者も高齢化がすすみ、エレベーターの未設置などバリアフリーも遅れている。その一方、若年層は地域外へ流出するなど、地域づくりをすすめていく上で大きな障害となっている。
- 3, 高齢化の進んでいる地域では、地域内交通の不便さが指摘されており、コミュニティバス、移送タクシー等による地域の足の確保が求められている。国として大幅な助成制度をつくられたい。
- 4, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、財源は国の負担とし、償還完了まで実施されたい。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」「行方不明」「債権放棄」にかかる滞納債権については、全額国で負担措置されたい。生活保護になった場合など個々の事例にどう対応するか、局長名の運用通知をまとめられたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料を示されたい。
- 5, 若年や高齢者の単身世帯が急増している。民間賃貸アパートなどに入居者に対して家賃補助をつくられたい。
- 6, 超高齢社会の到来のもとで高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増しているが、今後の補助金制度の見通しなどを具体的に明らかにされたい。

### (3) 経済産業省

- 1, 国民に大增税をもたらす、所得税の各種控除や課税最低限の引き下げをやめること、特に金融危機に関わり消費税の税率を引き上げず、果敢に引き下げをはかられたい。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除の徹底をされたい。
- 3, 高額図書購入強要、指名入札への参画、工事請負への参入など「えせ同和行為」が横行している。省が把握している現状を明らかにし、行政・企業に対する指導と啓発の強化をはかられたい。
- 4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。
  - (1) 皮革産業振興対策事業を大幅に増額するとともに、地方に対する国庫補助について特段の予算増額措置をはかること。
  - (2) 包括的に「貿易障壁」をすべて撤廃しようとするT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加は、日本の農業、漁業をはじめ地域経済を破壊するものであり、これへ全面参加によって340万人の雇用が失われることを農林水産省ですら試算している。またT P Pへの参加は我が国の有力な地場産業である靴・履物産業を存亡の危機に迫りやるものである。政府はT P Pへの交渉参加を断念すること。
  - (3) 産業を守り、働くものの仕事確保をはかるためにも、革靴の輸入自由化に反対し、W T O協定の改定について提起し、W T O協定の「セーフガードにかんする協定」を発動して革靴の輸入数量の制限をはかること。  
また、そのための「実態調査」にただちに着手すること。
  - (4) 現行の関税割当（T Q）制度の維持・強化を断固はかるとともに、これ以上の革靴の大量輸入を防止するあらゆる積極的な措置をとること。当然のこととして、二国間等の自由貿易交渉や貿易自由化交渉一ラウンド協議においても、労働団体を含む関係業界団体に対する情報提供をすすめるとともに、現行制度の維持・存続と輸入枠の拡大抑制のための強力な主張を展開して、これを断固守りぬくこと。また、国内で審議・決定される関税割当基準数量については、今年度の実績をふまえ、今後一切拡大しないこと。また数量についての科学的かつ明確な根拠を示すこと。
- 5, 東京電力や九州電力など各電力会社の原子力発電所の現場で、放射能被曝の危険性に曝されながら作業している労働者の実態把握と健康管理などの安全確保を各社に徹底指導されたい。
- 6, 東京電力の福島第一原発事故の原因を解明すること、「原発ゼロ」の国民の願いを受け止めて全国の原発の再稼働を容認しないこと。

#### (4) 法務省（人権擁護局）

1, 「人権委員会設置法案」や関連法の国会審議に反対する立場から、以下の点を求める。

- ①国連パリ原則にそい、独立性と実効性が確保されるものにする
- ②人権委員会は権力や大企業による人権侵害のみを強制的に救済できるようにする
- ③言論・出版の自由に係わり定義があいまいで規制につながる「誘発・助長」などは法の目的からはずす
- ④人権擁護委員の国籍条項をなくす
- ⑤国民の権利実態をふまえ、法律の必要性などそもそもからの議論が行えるようにする

なお、先の国会で廃案になったが、今後の取り扱いについて明らかにされたい。

2, 人権擁護機関の充実・強化を図られたい。

①機関の国民への周知徹底、②職員数の増員と専門性の強化、③委員制度の形骸化、名誉職化、高齢化などを改善するために財政的保障も含めた選出方法の抜本的な改正、を図られたい。

また、人権侵犯に対する判断に不服がある場合の申し立て手続きの創設、②申請者の申請権の明示、調査結果の回答義務や決定理由の明示義務の明確化、申告者と被申告者の同席による意見陳述の提供など、人権侵犯処理規程の見直しを図られたい。

3, 愛知県警の幹部らの戸籍謄本が不正に取得された事件以降、市役所、職安などの関係者が探偵業者に個人情報情報を漏らし報酬を得るなど悪質な事件が広範囲に見られる。不正取得防止の徹底を求める。

一方自治体では「登録型本人通知制度」をとるところが見られるが、この制度について「省見解」を求める。

4, 同和問題の解決にあたり、政府審議会や協議会は様々な検討結果を「意見具申」等にまとめてきた。とりわけ1986年「意見具申」は、何が問題の背景にあるかを明らかにしたが、そこで示された観点は今日でも有効である。

この間の話し合いで、同和問題の現状について、人権啓発パンフレット「心ひらこう一同和問題はいま」は、人権侵犯処理の現状を示さず、解決へと前進している数字もあげずに、世論調査に見られる「いまだ残る差別意識」、実証無き「結婚や就職の差別」と記述するなど、かえって誤った理解を広げ啓発不信を招きかねない。適切な措置を求める。

## (5) 文部科学省

1, 義務教育の国庫負担制度の維持、教職員定数の確保や給与水準の維持、給付制奨学金の創設、高校まで就学援助金を拡大すること、私学助成金の大幅増額（経常費の2分の1助成を早期達成すること）をされたい。

また、学校施設の耐震化を促進するために、改築等の補助単価を実際の建築単価に見合うものにする。

2, 深刻な事態にある生徒・学生など青年の就職難に関わり、正規労働の拡大、統一応募書式の徹底、新規学卒者の求職確保、ニート対策などに十分な予算を確保されたい。

3, 児童生徒支援加配教員について、趣旨にそった適正な配置と、大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。また、県別「加配教員」配置数の算出根拠が不透明であることから、基準の明確化、偏向配置の是正、教育の中立性に反する勤務実態の是正を強力に行われたい。福岡県内では「狭山節目教育」に学校が協力させられている実態を「人権教育の充実」として容認しており、児童生徒支援加配教員がそれらの任務に当たっている。是正を指導されたい。

4, 「人権教育」と称して、社会問題に対する理解や解決に向けた態度育成が学校教育の方針とされたり、運動団体との連携をマニュアル化しているところがみられる。教育の中立性の確保など審議会第1次答申の留意点や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000年）第3条をふまえ是正指導を徹底されたい。

5, 同和問題に関わる教科書記述は今日の研究水準を反映させ、政治起源説や各時代の中で偏重した記述、同和問題解決の到達点を無視した記述など全面的に見直し、誤った理解が拡がらないよう助言されたい。

「差別発言」とされる用語を学校教育で教えて使うなどは矛盾している。義務教育段階では不要な賤称語記述と、それにもとづく学習指導はやめられたい（副読本も同様）。学校内で児童生徒が賤称語を用いた「言動」については、差別事象、差別事件化したりせず、校内で教育的解決をはかるよう徹底されたい。

6, 国会の衆参両議院は2008年6月6日、それぞれ「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全員一致で採択した。省は国会決議を活かし、①公立大学にアイヌ文化、歴史の講座開設、私立大学で意欲的に取り組むところへの財政援助 ②アイヌ民族関係者で高校・大学に進学する者への奨学金は給付とし、全国どこでも受けられるよう行政が責任をもち、早期に実施

すること。

- 7, 政府をはじめ全国の教育委員会が障害者の法定雇用の達成と最賃以上の賃金が確保できるよう指導を徹底されたい。
- 8, 東京電力の福島第一原子力発電所の事故は収束にほど遠い実態にある。にもかかわらず「放射線副読本」は、従来の「安全神話」の立場で記述がなされ、原発事故の現実を覆い隠している。よって「安全神話」から脱却し、科学的な内容のものに全面改定をされたい。
- 9, 内心の自由に踏み込む「日の丸・君が代」の教職員、児童生徒学生、保護者に強制しないこと。
- 10, 専修学校での学生間の不適切発言やいじめの問題で学校側が適切な教育的指導を回避したり、誤った指導を行っている事例がある。是正措置を迅速に実施されたい。



### (6-1) 厚生労働省（雇用開発課）

- 1, 派遣労働者の違法な首切りをやめさせ雇用の継続と、暮らしが成り立つよう最低賃金を1000円に大幅に引き上げることを企業に要請するとともに、雇用保険給付期間の延長、訓練事業の拡充、訓練手当の増額、就業の安定と労働者の資質向上のための関連制度の充実をはかられたい。

特に若年層の過労死や精神障害の増大は、正規・非正規問わず、過酷なノルマと異常な残業、不出来の場合は自己責任を迫りし休職に追い込むなど労働者使い捨ての実態が反映している。労基署は十分な相談体制をとること。

- 2, 就職応募者の人権を保障し、公正・合理的な採用システムの確立について、すべての企業に対し、「統一応募用紙」の精神を遵守し、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底すること。

昨年の「就職差別につながるおそれ」の内容と件数を明らかにされたい。また、新規卒業者に対する募集取り消しや採用内定後の一方的内定取り消しの根絶、「不安定就労者」の定義を明らかにするとともに、不安定改善のための施策を整備すること。

さらに「選考採用委員」手帳における資料では同和偏重をあらため憲法条項を周知すること。

- 3, 女性の経済的自立はきわめて困難を強いられている。正規の女性労働者は、能力主義・成果主義が導入された職場で、男性なみの長時間過密労働をしながら、賃金は男性の66.8%、女性管理職の比率はわずか9.9%で、セクシャルハラスメントの告発もあとを絶たない。ジェンダー平等実現に取り組まれたい。

- 4, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。なお、昨年度の実績を各県ごとに明らかにされたい。

- 5, 障害者の法定雇用の達成と最賃以上の賃金確保を徹底されたい。

- 6, ILO第83回総会で採択された第177号条約（通称・家内労働条約）について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。

また、次の具体的対策と措置を緊急におこなうこと。

- (1) 家内労働者の賃金、仕事の打ち切りなどの労働条件、失業時の休業補償などの社会保障をはじめとする労働者としての最低限の権利確立のため、現行家内労働法を抜本的にただちに改正すること。また、必要な新法の策定にむけての検討と関係する現行法の改定をただちにはかること。

- (2) 家内労働者の低工賃と長時間労働の解消や権利の向上、社会保障の拡充、労働諸条件の最低限の権利の保障などの実現のため、大幅な財政措置をともなう抜本的対策を実施すること。
- (3) 特に、家内労働者のための休業補償制度と未払い工賃の立替払制度を確立すること。また、労働者災害補償保険法の家内労働者特別加入制度の掛金を下げること。
- (4) これらの推進のために、日本国内の家内労働者の組織との協議の場を正式に設置し、とりくみの具体化をはかること。

## (6-2) 厚生労働省（地域福祉課）

- 1, 家庭支援推進保育事業の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は社会的交流を妨げており即刻廃止されたい。

また、「人権保育」と称する極端な放任主義や過度な持別扱いを内容とする「解放保育」の実態を調査し偏向保育をやめさせること。さらに、保護者の自己責任と市場ルールによる「子供・子育て新システム」をやめること。
- 2, 「部落解放団体」支部事務所を抱え、「住民の自由な社会的交流の場にふさわしくない実態」にある隣保館の所在を明らかにし、公益に反するこれら施設への補助を停止するなど公平中立な管理と運営にむけた指導を徹底されたい。

同和問題解決の到達にたち、隣保館が行う、旧同和地区を前提にした、相談や交流に関する国補事業は廃止し、市民が自主的に学習・交流できる施設に設置要綱や基本・特別事業も含め大幅に見直すことが、自然な地域交流の促進につながる。広域隣保も含め全面的な見直しをされたい（なお、広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい）。

全隣協などは厚労省補助事業を使って「調査」をまたも行うようだが、旧同和地区と住民を洗い出すことは2002年3月の総務大臣談話に反する。補助金支出をやめることと調査の中止を指導されたい。
- 3, 生活保護制度は、憲法25条が保障する生存権に係わる重要な制度である。国民の権利である申請権にもとづき、無条件で申請を受理すること。また母子加算や高齢加算を復活するとともに、職業訓練を支給条件とする「自立」の強制をやめ、暮らしが成り立つ金額へと大幅に引き上げること。さらに扶養義務の押しつけはやめること。

### (6-3) 厚生労働省（老健局関係等）

- 1, 介護保険の利用抑制につながる利用者負担の増額をやめ、介護保険制度の保険料や利用料の減免制度について、各地の実状をふまえ国の制度として拡充・整備を検討されたい。
- 2, 介護保険報酬の引き下げは事業所の倒産や労働者の賃金を大幅に引き下げ、人材の枯渇を生んでいる。
  - (1) 介護・福祉職場の人材確保と処遇改善のための立法措置を検討されたい。
  - (2) 介護職員処遇改善加算金の対象をすべての職員に拡大されたい。また、利用者に負担をかけずに加算金を継続、増額の対策を講じられたい。
  - (3) 障害者関係でも給付費抑制をせずに、せめて従前の体系に戻されたい。
- 3, 65歳で障害者になると介護保険を強要し負担増になっている現状がある。改善されたい。
- 4, 「消えた年金」「書き換えられた年金」など年金受給権を回復する手だてを講じること。消費税増税ではなく、安定した年金運営の確保で給付額の実質的切り下げをしないこと。豊かで安心できる暮らしを満たすために満額支給の年齢は60才にし、年金の支払いは隔月を止めて毎月支払うこと。
- 5, 国保税の都道府県単一化（広域化）に反対である。現行の制度を継続し減免制度の拡充をすすめ、短期保険証・資格証明書の発行はやめること。後期高齢者の医療費無料と保険料滞納者に対する保険証のとりあげはやめること。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し元の老人保険制度にもどすこと。低所得者でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし早急に入所待機者を解消すること。
- 6, 小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設されたい。

## (7) 外務省・総合外交政策局（人権人権課）申し入れ

1, 国際連合人権理事会の第2回普遍的定期的審査第14回作業部会において、現地10月31日、日本の人権状況について審査が行われた。日本は2008年に審査を受けており、今回は2度目の審査となる。

今回の審査で日本に対して実際に発言したのは、前回よりも多い79か国であった。

多くの点につき意見が寄せられたが、特に言及する国が多かった課題は、パリ原則に基づく独立した人権擁護機関の設立、人権条約の個人通報制度の実現、取調べの全面可視化や弁護人の取調べ立ち会い、起訴前勾留制度の改革等の刑事司法改革、死刑の執行停止と死刑の存廃に関する国内的な議論の喚起、死刑囚処遇の国際人権基準に基づく改革、従軍慰安婦問題に対する解決、女性に対する暴力・人身売買の根絶のための措置と女性のエンパワーメント、民法の女性差別規定・非嫡出子差別規定等の改正などである。

なお、福島原発事故に伴う人権侵害については、1か国が特に子どもの健康状態に関する懸念を表明した。

今回の審査では、とりわけ、女性に対する差別撤廃、障害者、外国人、LGBT（各性的指向）に対する差別撤廃の課題について、日本政府のさらなる取り組みを求める勧告が相次いだ。

これらの指摘や課題、差別撤廃に向けて、確固とした方針と実効性のある政策を求める。

また審査においては、福島の人々に対する健康を保護するために必要な措置を取るなど勧告が出された。重要な勧告であり、この勧告を真摯に実現することを日本政府に求める。

2, 「女性差別撤廃条約」の政府報告に関わり、「マイノリティーの女性」をどう理解しているのか。もとより同和問題に関わっては、2002年3月末で国の特別法は終了したことから、女性は含まれないし、今日の同和問題解決の到達や政府の施策の現状からも「実態調査」は不能・不要である。

## (8) 防衛省・地方協力局（地方企画室）申し入れ

### 1, オスプレイ配備の撤回、基地のない平和な日本を求める

オスプレイ配備にかかわって日米両政府が、「飛行は人口密集地を避けること」などの「安全対策」を合意したにもかかわらず、それを無視した飛行が行われ、人口密集地・住宅地での飛行が常態化している。

しかも日本全土でオスプレイの低空飛行訓練が計画され、その訓練拠点として、岩国、キャンプ富士、厚木、横田、三沢など、全国の米軍基地を使用している。

オスプレイの配備は、「日本の防衛」とは何の関係もない。海兵隊の海外遠征による「殴り込み」任務を遂行するため、迅速に「敵地」に侵入して戦闘作戦を実施する「侵略力」を高めることがその目的である。低空飛行訓練を非常に重視しているのも、そのためである。海兵隊の「侵略力」を高めるために、沖縄県民と日本国民を危険にさらす、暴挙は絶対に許されない。

- (1) オスプレイ配備を撤回し、全国での無法な低空飛行訓練の中止をする
- (2) 普天間基地の無条件撤去する
- (3) 米軍による主権侵害・横暴・犯罪を抑えるため、日米地位協定の抜本改定を行うこと

### 2, わが国には、戦争直後の全面占領の時期に作られた米軍基地の大きな部分が全国に置かれ続け、いまだに132の米軍基地がある。日本の総面積の0・6%にすぎない沖縄県に米軍専用基地の74%が集中し、沖縄本島の面積の18%、県全体の10%を占めている。横須賀基地や横田基地のように、首都圏に広大な基地が置かれているのも、日本以外にない。

しかも、海兵隊と空母打撃群など、「日本防衛」とは無関係の「殴りこみ」部隊が配備され、ベトナム戦争、アフガニスタン・イラク戦争など、つねに侵略と干渉の戦争の根拠地とされてきた。

オスプレイ配備強行や相次ぐ米軍犯罪など、米軍基地と沖縄県民はじめ日本国民との矛盾点はすでに限界点を超えた。さらに、憲法違反の集団的自衛権の行使による「海外で戦争する国づくり」など、地球的規模の「日米同盟」の危険な侵略的変質は、日米安保条約と日本国憲法がいよいよ両立しなくなったことを浮き彫りにしている。

安保条約をなくせば、米軍基地の重圧から日本国民が一举に解放される。在日米軍のために充てていた年間7000億円もの駐留経費と総評価額14兆円ともいわれる土地を、国民の暮らしのために使うことができる。

- (1) 米軍基地の撤去を求める

## (9) 東京電力（申し入れ）

1, 2011年（平成23年）3月11日、日本の近代史上まれにみる大規模な公害被害を惹起した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島原発事故」という）が発生し、これにより、2年近くが経過してもなお、約16万人もの福島県民が避難生活を強いられるとともに、避難の有無にかかわらず福島県内に留まった極めて多数の福島県民が低線量被ばくによる健康被害や謂れなき差別への不安に怯えるなどしながら、困難な生活を余儀なくされ、いつ終わるとも知れない放射能との闘いに直面している。

かかる苦境に鑑み、いわゆる議員立法により、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「支援法」という）が、2012年（平成24年）6月21日に成立した。

支援法には、東日本大震災直後に発生した福島原発事故により被害を受けた住民に対し、その一人一人が、「支援対象地域に居住する」、「他の地域に移動する」、「移動前の地域に帰還する」のいずれを選択した場合であっても適切に支援していくという基本理念のもと、福島県民が切望してやまない除染や医療支援などについて盛り込まれており、今なお原発事故の影響に苦しむ福島県民にとって一筋の光明というべきものである。

子どもをはじめとする福島原発事故の被害者である福島県民は、福島原発事故前の福島県に戻ることを強く願い、その環境と生活の完全な回復を求めているものであり、これがなされて初めて、真に福島県が復興を果たしたものと評価されるべきである。

法の趣旨をどう理解しているのか、明らかにされたい。

2, 支援法は、支援対象地域を定めた上で（支援法第5条第2項）、支援対象地域における生活、支援対象地域からの避難者、支援対象地域への帰還等への支援に関する施策等を国が講ずることを求めており、支援対象地域に指定されるか否かによって、生活と環境の完全な回復のために必要な支援を受けられるか否かが決まると言っても過言ではない。

放射線量が比較的低い地域であっても、「福島県」であるというだけで、いわゆる風評被害を受けてきたという社会的事実が現に存在し、残念ながら「福島県民」であるというだけで謂れなき差別を受ける事例も未だに後を絶たない。すべての県民がこうした被害から解放されることなくして、福島県における生活と環境の完全回復はありえない。

したがって、支援法における支援対象地域の指定にあたっては、少なくとも福島県についてはその全域を支援対象地域として指定されるべきである。抜本的な除染が進み、生活と環境の完全な回復が実現されるまで、長期的かつ継続的な支援が実施されるべきである。

東京電力は、福島県の被災者支援と復興に総力をあげて取り組むこと、そし

て損害賠償請求には誠実に対応すること。

### 3, すべての原発を廃炉にされたい

- (1) 原発事故の被害はなお拡大を続けており、二度と原発事故を起こしてはならない
- (2) 原発稼働を続ける限り、処理方法のない「核のゴミ」が増え続ける
- (3) 原発再稼働の条件も、必要性も存在しない
- (4) 国民世論が大きく変化し、「原発ゼロ」は国民多数の願いとなっている  
「猛暑の夏」を原発なしで乗り切り電力不足は起きなかった。

原発こそ、いったん大事故が起きれば、ばく大な経済的損失が発生し、電力会社の負担も巨額になる。原発こそ高コストである。

再生可能エネルギーの潜在量は、原発の発電能力の約40倍にもものぼる。ドイツでは、原発関連の雇用は3万人だが、再生可能エネルギー関係は38万人。雇用効果も、地域経済への波及効果も、原発よりはるかに大きな可能性をもっている。再生可能エネルギーへの転換をはかられたい。